

国立大学法人兵庫教育大学経営協議会（第6回）議事要旨

日時 平成26年3月14日（金）14時30分～16時35分
場所 神戸ハーバーランドキャンパス兵教ホール

審議に先立ち、学長から、小川監事、酒井監事が出席されていることの紹介が行われた。

引き続き、前回の議事要旨（案）の確認が行われ、原案のとおり了承された。

議 事

1 審議事項

(1) 平成26年度年度計画について

福田副学長から、配付資料2-1～-3に基づき、平成26年度年度計画（案）について説明が行われ、原案のとおり了承された。また、本件については、3月末までに文部科学省に届け出ることについて説明が行われ、今後、字句の修正が必要な場合は、学長に一任することとされた。

(2) 教育実習総合センターの改組，社会連携センターの設置及び実技教育研究指導センターの廃止について

福田副学長及び井筒理事から、配付資料3-1～-4に基づき、教育実習総合センターの改組，社会連携センターの設置及び実技教育研究指導センターの廃止について説明が行われ、原案のとおり了承された。

(○：意見・質問，●：回答)

○資料3-2の運営体制図の専門職学位課程実習連絡調整委員会に連携協力校との繋がりが分かるように追記してはどうか。

●修正を加え，対応したい。

○地域連携は外向きの仕事で，研究支援は内向きの仕事である。よって同じ職場の職員が両方の仕事をすると軋轢が生じるため工夫が必要だと思う。

(3) 教職員のインセンティブ及び意欲喚起に関する給与規程の改正骨子について

上口事務局長から、配付資料4-1及び-2に基づき、教職員のインセンティブ及び意欲喚起に関する給与規程の改正骨子について説明が行われ、種々意見交換の上、原案のとおり了承された。

○各種手当の財源について、現行であれば可能だという説明があったが、財政状況が極めて厳しい状況になった時に、どのような担保があるのか。財源がない場合、学長が定めるという規定が多く見受けられるが、学長の裁量で対象の額を狭めるということか。

●そのような選択もあるということになる。これは、財源の状況に応じて学長が裁量の範囲内で経営協議会の了承を得た上で、対応できるように規定されている。

○地方議会の場合、予算の範囲内という制約が課される。先程の説明であれば、予算があろうがなかろうが学長が決定をすれば、財源を用意せざるを得ない規定になる。システムにおける予算の担保について確認したい。

●予算の担保については、経営協議会で予算について審議・了承いただき、役員会で決定するという手続きを取っている。その予算の中に、これらの経費も見込んでおり、毎年本会議で審議いただくことになる。

(4) 業務及び勤務形態見直しに伴う新たな職の設置等について

上口事務局長から、配付資料5-1及び-2に基づき、業務及び勤務形態見直しに伴う新たな職の設置等について説明が行われ、原案のとおり了承された。

- (5) 平成26年度予算実施計画等について
上口事務局長から、配付資料6-1及び-2に基づき、平成26年度予算実施計画等について説明が行われ、原案のとおり了承された。

2 報告事項

- (1) 平成26年度学校教育学部、大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）及び大学院連合学校教育学研究科の入学者選抜状況について
福本副学長から、配付資料7-1～-3に基づき、平成26年度学校教育学部、大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）及び大学院連合学校教育学研究科の入学者選抜状況について、説明が行われた。
- (2) 大学間連携共同教育推進事業「教員養成高度化システムモデルの構築・発信」の連携大学における単位互換協定書の締結について
福田副学長から、配付資料8に基づき、平成24年度から開始した大学間連携共同教育推進事業「教員養成高度化システムモデルの構築・発信」の取り組みとして、本年4月から本学が試行実施する遠隔講義システムを活用した授業科目の相互提供にあたり、連携大学間で単位互換に関する協定を締結したことについて報告が行われた。
- (3) 平成25年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業に係る成果報告会「『学び続ける教員』を支える今後の教職大学院のカリキュラムイメージを考える」の開催について
福田副学長から、配付資料9に基づき、当委託事業に係る成果報告会について、調査研究の経緯について説明が行われ、3月22日にフロラシオン青山において開催する旨の報告が行われた。
- (4) 平成25年度の業績について
上口事務局長から、配付資料10に基づき、平成25年度の主な業績等について報告が行われた。
- (5) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料11に基づき、前回の経営協議会以降に受入れ決定された寄附金について報告が行われた。
- (6) 委員の退任等について
学長から、平成26年3月31日付けをもって、退任となる委員の報告が行われ、委員在任中の協力に対する謝辞が述べられ、次いで退任の挨拶が行われた。
- (7) その他
学長から、平成26年3月5日付けで教員の処分を行ったことについて報告が行われた。

—以 上—